

Ballena. bba (バレーナ バスケットボール アカデミー) 会則

第1章 総則

第1条 名称

本クラブは『Ballena.bba (バレーナ バスケットボール アカデミー)』と称する。(以下本クラブという)

第2条

本クラブの事務所は代表宅に置く。

第3条 目的

本クラブは、バスケットボールを通じて、バスケットボールの普及および技術向上を図ることにより、会員のスポーツマンとして心身の健全な育成とスポーツマンの正しい理解を深め、地域社会のスポーツ文化の振興と発展に寄与することを目的とする。

第4条 活動

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 バスケットボールを中心としたスポーツ活動
- 2 日本バスケットボール協会への登録
- 3 その他本会の目的達成に必要な活動

第5条 運営

本会の運営は、指導者会および会員の保護者会で行い、年1回の総会に於いて決定する。

第2章 会員の資格・入会および退会など

第1条 会員の資格

本クラブの会員は、以下のことを満たしたものである。

- 1 本クラブの目的に賛同し、会則等を遵守できるもの。
- 2 心身ともにバスケットボールをおこなうことに適するもの。
- 3 特別な理由がある場合を除き、活動に積極的に参加するもの。
- 4 本クラブ生および本クラブスタッフと共に熱心に練習に取り組めるもの。

第2条 本人および法廷代理人の同意

本クラブの会員になるためには、本人および親権者もしくは法定代理人による本クラブ会則の承認、入会の同意を得られなければならない。本人が未成年者の場合は、親権者もしくは法定代理人による承認および同意を以てこの条件を満たすものとする。

第3条 入会

本クラブへ入会するものは、所定の手続きの上、本クラブから承認を得る必要がある。

- 1 本クラブの会員希望するものは、会員申込前の2度に限り体験参加を実施可能とする。体験参加の際は会費は徴収しない。ただし、3度目からの参加では1回500円を徴収する。
- 2 本クラブの会員となることを希望するものは、所定の入会申込書に必要事項を記載し、本クラブの代表者宛に提出するものとする。また会員申込書の審査、体験参加の様子などを総合的に鑑みて、入会を不承認する場合がある。
- 3 前項の入会申込書提出に際しては、当月分月会費（月会費1,000円）およびスポーツ保険料（年間1,000円）を必要とする。
- 4 本クラブの入会申込書提出後、理由の如何を問わず、当月分の月会費の返納はしない。ただし、入会の不承認及び第6章 第4条2項に定める場合は例外とする。

第4条 会員の資格

- 1 本クラブにおける会員資格は、入会承認月から毎年3月末までとする。
- 2 退会の申し出がない場合は、会員の資格は自動更新されるものとする。
- 3 毎年4月の資格更新月には月会費の他にスポーツ保険料（年1,000円）を必要とする。
- 4 会員資格は、兄弟姉妹を含め、他人に譲渡することはできない。

第5条 体験参加

- 1 本クラブに入会を希望するものは、入会前に2回を上限に練習に参加できる。
- 2 体験参加における怪我や事件については、本クラブは一切の責任を負わないこととする。

第6条 会員の休会

会員個人の都合により、長期の休みが必要な場合。本クラブの代表者またはスタッフに承認を得ることにより、休会することができる。

- 1 休会期間中は、会費は発生しない。
- 2 休会期間の短縮または延長する場合は、本クラブの代表者またはスタッフにその旨を伝え、承認を受ける必要がある。

第7条 退会

- 1 会員は、本クラブ代表に退会届を提出することにより、本クラブを退会することができる。退会届は原則、書面にて提出する。
- 2 退会は、本クラブ代表者に退会届が到達した日を起算に、その日の属する月の末日をもって会員資格を喪失する。
- 3 会員の滞納がある場合には、退会までに滞納額を納付しなければならない。そのために要した郵券等の本クラブ側でかかった費用についても会員負担とする。
- 4 退会月より将来の会費が納められている場合、未経過分の会費は返金する。
- 5 月の途中で退会届を提出した場合でも、会費の日割または実施回数割での返金は無い。

第8条 除名および強制退会

- 1 会員が会費等の支払いを滞納し、本クラブが催告しても納入しない場合。
- 2 本クラブの運営を故意に妨害した場合。
- 3 本会則または本クラブの定める規則に違反した場合。
- 4 本クラブの名誉および信用を傷つけた場合。
- 5 本クラブが会員として不相当と判断した場合。
- 6 第2章 第1条に定める会員の資格を欠けていることが判明した場合。

第3章 役員

第1条 役員および役員会

役員会の構成は以下の通りとする。

- 代表 1名 指導者会より
- 副代表 3名 指導者会および保護者会より
- 会計 1名 保護者会より
- 会計監査 1名 保護者会より

第2条 役員を選出

役員は、役員会の推薦により、総会にて承認する。

第3条 役員の仕事

- 1 代表は、日本バスケットボール協会およびその関連団体に対して、本会を代表して、本会の活動を推進する。
- 2 副代表は、代表を補佐し、本会の活動を推進する。
- 3 会計は、会全体の会計業務を司る。
- 4 会計監査は、本会の会計が正しく運営されているか監査を行う。

第4条 役員の任期

- 1 全ての役員の任期は、会員が最上級生となってから、最後の大会を終えた期日までとする。
- 2 再任は妨げない。
- 3 役員に欠員が生じた場合には、補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第5条 役員の解任

- 1 本会役員にふさわしくない時は、解任することができる。
- 2 役員の解任は、総会において審議し、3分の2以上の同意を得なければならない。

第6条 保護者会

- 1 会員の親権者全員をもって、保護者会を組織する。
- 2 保護者会役員は最上級生を中心に組織し、任期は会員が最上級生となってから、最後の大会を終えた期日までとする。

第7条 指導者会

- 1 指導者全員をもって、指導者会を組織する。
- 2 指導者は、会員の競技レベルの向上を図る。
- 3 指導者は、資質の向上に努める。

第4章 会議

第1条 定期総会

- 1 本会の定期総会は基本的に4月に開催する。
- 2 定期総会は、保護者会および指導者会の3分の2以上の出席において成立する。欠席の時は、総会での決定を委任することとする。

第2条 臨時総会

- 1 代表若しくは役員会が必要と認めたときは、臨時総会を開催する。
- 2 定期総会は、保護者会および指導者会の3分の2以上の出席において成立する。欠席の時は、総会での決定を委任することとする。

第5章 練習指導および会費等の支払い

第1条 指導

会員は本クラブの定めた指導日・指導場所・指導時間に限り、本クラブ担当指導者から技術指導を受けることができる。また本クラブの主催または参加するイベントについては、その都度の募集要項に定める通りとする。

第2条 入会金、月会費およびスポーツ保険料

- 1 本クラブの入会金は1,000円とする。
- 2 月会費は1,000円とする。スポーツ保険料は1,000円とする。スポーツ保険は毎年4月始期で翌年3月末日が終期の年単位となるため、途中入会の際も月割などの取り扱いはないものとする。
- 3 入会初月には本クラブ共通ウェア代(リバーシブルウェア)として上記とは別に5,000円を必要とする。

第3条 会費およびスポーツ保険の支払い

- 1 会費は本クラブの定める月会費を、月の最初の練習日に支払うものとする。原則として単月分のみの支払いとするが、当月以降の複数月分を支払うことも可能とする。
- 2 本クラブに納入された月会費およびスポーツ保険料等は、会員にいかなる事情が生じた場合も返還しないものとする。ただし、第2章第7条4に該当する場合は除く。
- 3 退会の手続きを完了していない場合については、月会費の支払いを必要とする。
- 4 本クラブは、2ヶ月を超えて月会費等を滞納した場合、支払い責任者に対して催促をする。その場合にかかる郵券等のすべての費用は会員負担とする。

第6章 その他

第1条 会場までの送迎

本クラブの練習等に参加の際、会員の会場までの送迎は、親権者その他の保険者に義務があるものとする。送迎中の事故に関しては、本クラブの加入する保険の範囲内で保証するが、その他の事項に関しては本クラブは一切の責任を負わない。

第2条 遅刻・欠席等の連絡

原則、練習に参加できない場合は、本クラブ代表者またはスタッフに連絡することとする。やむを得ず、遅刻する場合にも同様に連絡することとする。

第3条 クラブの廃止

本クラブは3ヶ月前に告知することにより、本クラブを廃止することができる。

第4条 クラブ廃止の効果

- 1 本クラブが本クラブを廃止したときには、会員はその会員たる地位・資格を失う。
- 2 会員は、本クラブが本クラブを廃止した場合といえども、本クラブに対し、補償その他の請求および異議申立てをすることができない。

第5条 慶弔費

本クラブとして、特に慶弔費を定めない。冠婚葬祭に関しては個人の対応とする。

第6条 本規の改正

- 1 本規約は、全役員の3分の2以上の同意を得なければ改正できない。
- 2 本規約は、臨時総会において3分の2以上の同意を得なければ改正できない。

附則

2020年3月6日 制定

2022年3月7日 改定

2023年9月16日 改定